二　旧市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正関係

災害復旧事業費の国庫負担等の特例の対象として、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律を追加することとした。（第一二条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇測量法施行令の一部を改正する政令（政令第三二六号）（国土交通省）

1　平成二三年東北地方太平洋沖地震による地殻変動によりその位置が移動した日本経緯度原点及び日本水準原点の原点数値を正確な値に改めることとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第三二七号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令の一部改正関係（第一条関係）

被保険者が保険医療機関等から外来療養等を受けた際に一部負担金等の支払が行われなかった場合の高額療養費の支給について、現行の入院療養等と同様に、保険者から当該保険医療機関等に支払うものとすることとした。

二　その他関係政令の一部改正関係（第二条～第七条及び附則第九条関係）

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令、船員保険法施行令、国家公務員共済組合法施行令、国民健康保険法施行令、地方公務員等共済組合法施行令、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び私立学校教職員共済法施行令について一に準じた改正を行うこととした。

三　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

政　令

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百二十三号

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令（昭和三十一年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

「相模原市」を「相模原市　熊本市」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「、金沢市及び熊本市」を「及び金沢市」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第三条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「、熊本市」を削る。

（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部改正）

第四条　地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

「姫路市　熊本市」を「姫路市」に改める。

（国土形成計画法施行令の一部改正）

第五条　国土形成計画法施行令（平成十八年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

別表九州圏の項中「福岡市」を「福岡市　熊本市」に改める。

総務大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　小宮山洋子
国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣　野田　佳彦

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦